

令和元年度 高松市伝統的ものづくり振興事業補助金（追加募集）募集要項

1 事業の概要及び目的

高松市伝統的ものづくり振興条例に基づき、事業者、伝統的ものづくり関係団体等が、本市の伝統的ものづくりの技術や素材を活用して実施する伝統的ものづくり振興事業に、必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、自主的な活動の促進を図るとともに事業環境を整備し、伝統的ものづくりの振興に寄与することを目的とする。

2 補助対象者

- (1) 高松市伝統的ものづくり振興条例第2条第2号に規定する事業者（伝統的ものづくりに関する事業を行う者で、市内に事業所を有するものをいう。）及び事業者が構成員に含まれている団体であって、市内に住所又は事業所の所在地を有するものが過半数となる団体
- (2) 高松市伝統的ものづくり振興条例第2条第3号に規定する伝統的ものづくり関係団体（商工会議所、商工会、事業協同組合その他の事業者の支援に関する事業を行う団体をいう。）

3 補助対象事業

高松市伝統的ものづくりの振興、活性化につながる自主的な意欲のある取組について、以下の区分ごとに、該当する事業を補助対象とします。

ただし、いずれの区分においても、事業内容に新規性が必要です。（各事業者にとって、これまでに実施したことのない新たな取り組みを補助対象とします。既存事業の場合は、従来の事業に加えて内容の拡充等が必要です。）

また、事業の成果が一過性のものでなく、将来にわたっての継続性が認められるような事業を優先的に採択することとします。

補助対象事業	内容
販路開拓事業	伝統的ものづくりに係る製品の販路の開拓のために、市外で開催する展示会、小売店等での出店・PR事業
担い手育成事業	伝統的ものづくりに従事する者又は従事しようとする者の経営力及び技術力向上又は技術修得に資する事業（参加・主催を問わない。）
ブランド力向上事業	現代生活に適応した新しい形式の伝統的ものづくりに係る製品の開発及び外部専門家等を活用したブランド力向上事業

4 補助率等

補助事業	補助率	上限額
販路開拓事業	2分の1以内	50万円
担い手育成事業		
ブランド力向上事業		

*補助額が10万円に満たない場合は、補助対象事業とはなりません。

5 補助対象経費

対象となる主な経費の概要は、次のとおりです。

補助事業	補助対象経費
販路開拓事業	謝金、旅費、広報費（翻訳料、印刷費、HP（販売用含む。）制作費）、マーケティング調査費、委託料（展示会等出展費に係るものを除く。）、展示会等出展費（通信費、運搬費、設営・装飾費、保険料、翻訳・通訳料、会場費等）、その他市長が必要と認める経費
担い手育成事業	謝金、旅費、広報費（翻訳料、印刷費、HP制作費）、マーケティング調査費、委託料（研修等開催費及び試作開発費に係るものを除く。）、研修等開催費（通信費、運搬費、設営費、保険料、翻訳・通訳料、会場費、研修材料・資料購入費、機材道具類賃借・購入等費用、研修会等への参加負担金）、試作開発費、その他市長が必要と認める経費
ブランド力向上事業	謝金、旅費、広報費（翻訳料、印刷費、HP制作費）、マーケティング調査費、委託料（展示会等出展費及び試作開発費に係るものを除く。）、展示会等出展費（通信費、運搬費、設営・装飾費、保険料、翻訳・通訳料、会場費等）、試作開発費、その他市長が必要と認める経費

(1) 謝金

補助事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費

<注意事項>

- その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

(2) 旅費

補助事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するため及び販路開拓のための旅費又は事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費

<注意事項>

- 補助対象となるものは、最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとなります。
- グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象となりません。
- 補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。
- 出張報告等の作成により、必要性、実績が確認できるものが対象となります。

(3) 広報費

事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するための経費及び広報媒体等を活用するための経費（翻訳料、印刷費、広報用HP制作費等（販路開拓事業はHP販売可））

<注意事項>

- ちらし等配布物については、実際に配布もしくは使用した数量分のみを対象とします。

(4) マーケティング調査費

事業の遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払われる経費

<注意事項>

- 調査の実施に伴う、アンケート調査等の回答者に対する記念品代や謝礼等は補助対象となりません。

(5) 委託料

事業遂行に必要な業務の一部を委託するために支払われる経費（展示会等出展費、研修等開催費及び試作開発費に係るものを除く。）

(6) 展示会等出展費

展示会等に出展するために支払われる経費（通信費、運搬費、設営・装飾費、保険料、翻訳・通訳料、会場費等）

(7) 研修等開催費

事業者等が、研修等へ参加する経費又は人づくりを目的として開催する研修会等に係る経費（通信費、運搬費、設営費、保険料、翻訳・通訳料、会場費、研修材料・資料購入費、機材道具類賃借・購入等費用、研修会等への参加負担金）

(8) 試作開発費

補助事業の遂行に必要な試作品等に係る経費（原材料、設計（デザインを含む）、製造、改良、加工、機材道具類賃借・購入等費用）及び試作品等を用いた分析等に係る経費

【補助対象経費全般にわたる留意事項】

- (1) 委託費が事業費全体の1/2以内であることが必要です。
- (2) 補助事業による成果が事業計画の目的に資するものではない場合、補助対象経費として認められない場合があります。
- (3) 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は、当該事業に要した経費であって、補助対象事業以外の事業と明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によってその金額等が確認できるもののみが対象となります。
- (4) 備品購入は1品50万円（消費税及び地方消費税を含まない）未満のものに限り、対象経費とします。
- (5) 下記の経費は対象外とします。
 - ・団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など）
 - ・食糧費
- (6) 申請者について、申請日直近の1月1日現在の住所地（課税地）での市区町村税の滞納がない証明書が必要です。（申請者が非・不課税団体等の場合を除く。）

6 交付申請

(1) 申請書等の提出先

〒 760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市 創造都市推進局 産業経済部 産業振興課
TEL 087-839-2411
FAX 087-839-2440

(2) 募集期間

令和元年7月1日（月）から7月12日（金）まで

(3) 提出方法

上記提出先へ郵送又は持参してください。

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。郵送の場合は、募集期間の最終日の消印を有効とします。

(4) 提出書類・部数

下記書類一式を、1部提出してください。

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業実施計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 市区町村税の滞納がないことの証明書
（申請日直近の1月1日現在の住所地（課税地）での証明書）
- オ 定款・規約・会則等、団体概要、役員名簿等（個人の場合は不要）
- カ 伝統的ものづくりに関する事業を行う者の事業実績を示す書類（過去実績がない場合は事業計画書）
- キ 事業者等で構成される団体は、構成員の住所及び氏名を記載した名簿
- ク その他市長が必要と認める書類

7 交付決定

- ・高松市において審査の上、採択事業と補助金額を決定し、文書により申請者に通知します。
- ・補助金は予算の範囲内で交付しますので、希望に添えない場合もあります。
- ・事業実施については、交付決定後の着手とし、交付決定前の事前着手は認めません。
- ・単年度事業に対する補助となりますので、複数年の採択を担保するものではありません。
- ・補助対象者が当該補助対象事業について、国、県及び地方自治体等の他の補助金の交付決定を受けた場合は、この要項に基づく補助金は交付しないこととします。

8 スケジュール

- ・令和元年7月12日 募集締め切り
- ・令和元年7月下旬～8月上旬 プレゼンテーション、審査会、採択事業決定
- ・令和元年8月上旬～中旬 交付決定
- ・令和2年3月31日まで 事業完了、実績報告書提出

9 支払方法

補助金は、精算払となりますので、実績報告書（様式第9号）の提出後、補助金額を申請者の指定口座に振り込みます。（振込時期については、実績報告書の提出後、1～2ヶ月後となります。）

10 お問い合わせ先

〒 760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 創造都市推進局 産業経済部 産業振興課

TEL 087-839-2411

FAX 087-839-2440